

「お試し購入」の化粧品で皮膚障害？

事例

SNS広告を見て美容液をお試し購入したが、顔が赤くなりかゆみも出たので使用を止めた。いつでも解約できるという広告だったので、解約を申し出ると4回の継続購入が条件と言われた。肌に合わないので解約したい。

(30代、女性)



アドバイス

◎ 肌に異常が生じたら直ちに使用を中止！

症状がひどい場合は、使用した化粧品を持参して皮膚科を受診しましょう。

◎ 1回分を購入し、事前にテストをして肌に合うか確認！

「敏感肌用・肌に優しい」などの記載があっても、自分に合わない可能性もあるので、慎重に検討しましょう。

◎ 定期購入には注意！

「お試し・初回限定・解約可能」等のネット広告のほとんどが定期購入の販売です。ネット通販はクーリング・オフができないため要注意！

注文する前に、定期購入の商品かどうか、肌に合わなかった場合に返品できるか確認しましょう。(裏面参照)



あきらめず消費生活センターに相談しましょう！

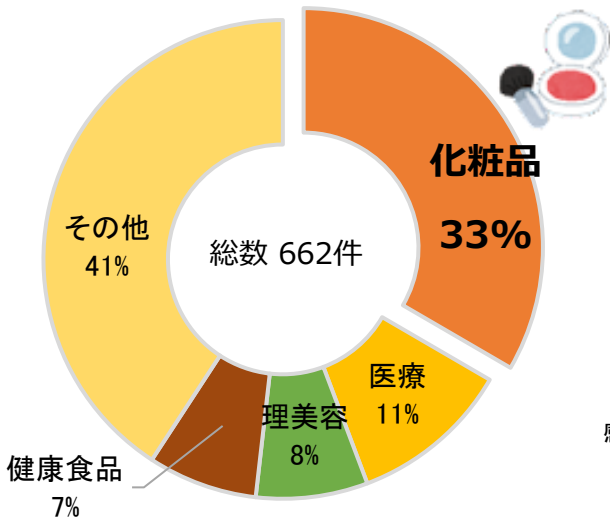


あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

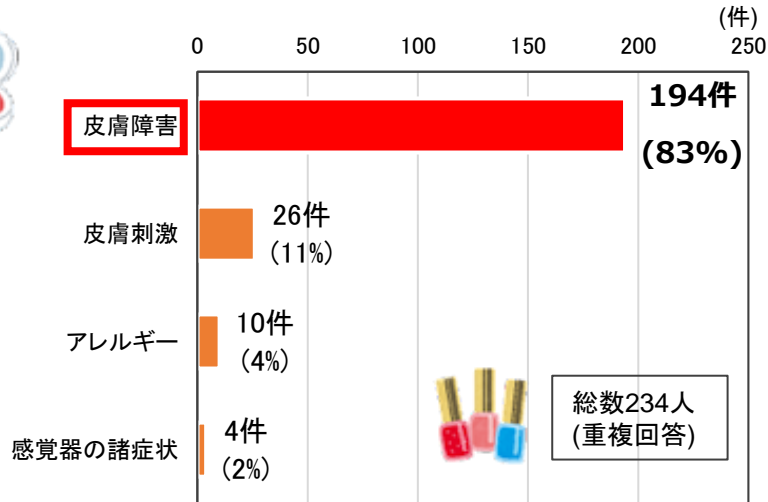
消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)
お近くの相談窓口につながります

【「化粧品危害」の相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）】

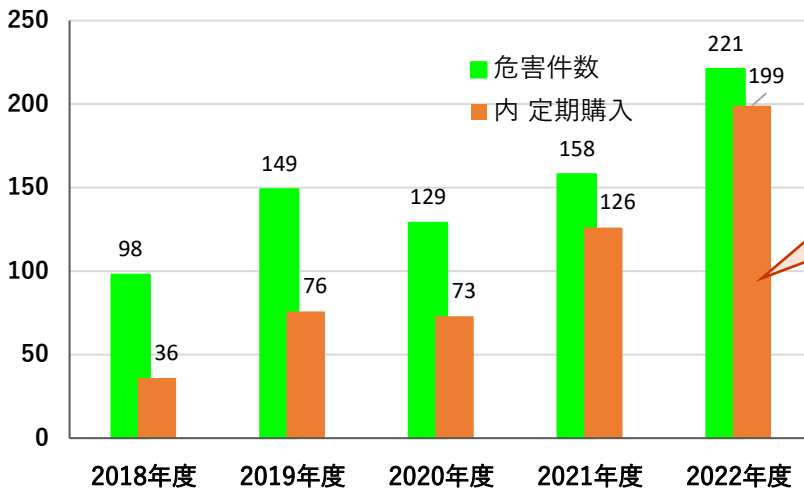
危害を受けた商品(2022年度)



化粧品の危害内容(2022年度)



化粧品危害の年度別苦情件数と定期購入件数



化粧品危害の9割が「定期購入」での契約トラブル！

【定期購入の確認ポイント】

① 1回限りの購入ですか？

☞ 「〇か月コース」「定期」「自動更新」などの表示があれば2回目以降も届きます。

② 2回目からはいくらですか？

☞ 「初回」と「2回目以降」の価格は違います。

③ 解約の方法は？

☞ 「1回限り」で、「簡単」に、「無料」で解約できますか？
いざ解約をしようとする、連絡が取れないケースや追加支払いを求められる事例もあります。



上記①②③の内容については、特定商取引法（令和4年6月1日改正）により、注文の最終確認画面で明確に表示しなければいけません。勘違いさせる表示により申込をした時は、契約を取り消せる場合があります。

(出典)チラシ「ちょっと待って!!そのネット注文“定期購入”ですよ！」(消費者庁)

